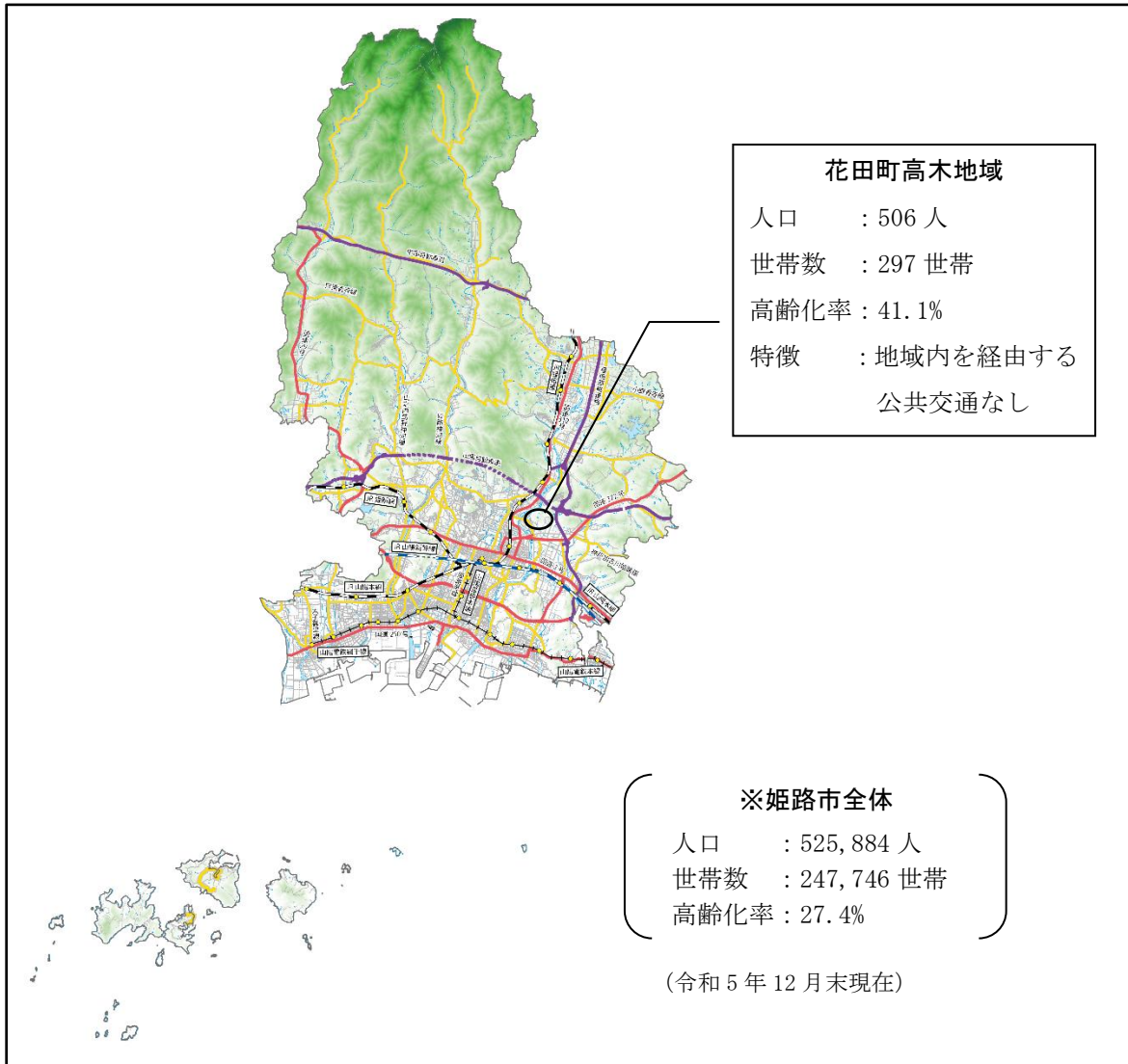


高木地域デマンド型乗合タクシーのダイヤ改正について

1 運行エリアの概要

(1) 地域の概要



(2) 運行の概要

公共交通空白地域・不便地域の縮減、移動制約者等に対する移動手手段の確保、また地域住民の利便性及び福祉の向上のため、花田町高木地域において、2019年（平成31年）1月21日（月）～同年3月29日（金）に道路運送法第21条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業により社会実験を実施した（城北野里ルート及び小川上原田ルート）。その結果、本格運行に必要な目標を達成したため、2020年（令和2年）3月4日（水）より本格運行に移行した。

その後、小川上原田ルートについては無料券付きチラシの各戸配布による利用促進などを行ったものの利用者が伸び悩み、目標を達成できなかつたため、令和4年3月31日をもって運行休止となったが、城北野里ルートは目標を達成しており、運行を継続している。

①運行計画

現運行計画は、以下のとおり。

項目	城北・野里ルート
事業手法	道路運送法第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業
運行事業者	姫路タクシー株式会社
運行曜日	水曜・金曜
運行本数	4便/日
運行エリア (営業区域)	高木地域 (花田町高木、花田町小川 473～596、1132～1184 及び 1243) ～ 城北・野里方面 (城北新町1丁目及び2丁目、広峰1丁目及び2丁目、城北本町7～18、伊伝居91～537、威徳寺町1～80、梅ヶ枝町、野里888～924、増位本町1丁目及び2丁目、白国1丁目1～5、白国2丁目1～2、増位新町1丁目及び2丁目、西中島、保城235-1～335 及び 455～501)
使用台数及び車両	8台 一般乗合旅客自動車運送事業の事業用車両と併用 5人乗り事業用車両
乗降場所	自宅前～目的地
運行時間	9:30発・10:30発・11:30発・12:30発
予約方法	各運行時間の1時間前まで
料 金	1人の場合 400円 2人以上の場合 200円
料金の半額	・運転経歴証明書、高齢者バス優待乗車証、障害者手帳を提示
無料	・障害者手帳と障害者バス優待乗車証を提示

②見直し基準

以下の点を運行継続の基準として設定している。

	見直し基準
指標	<p>〈年間を通して〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1運行あたりの平均乗車人員 1.5人未満 ・月平均稼働率(運行回数) 10%未満

2 利用実績と今後の方針

(1) 利用実績

○令和5年12月末現在までの利用状況

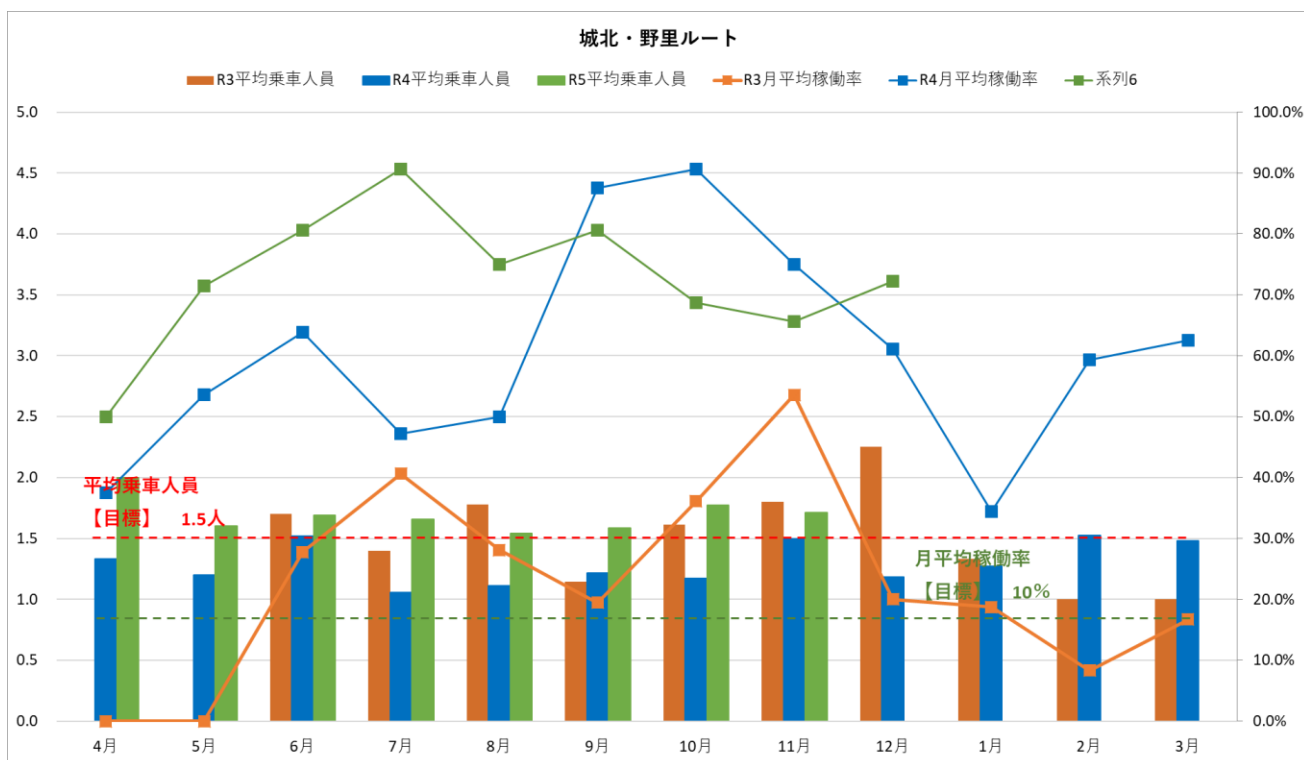
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
R3 高木地域	城北・野里 ルート	計画運行回数	36	28	36	32	32	36	36	28	40	32	24	36	396
		実運行回数			10	14	9	7	13	15	8	6	2	6	90
		利用者数			17	20	16	8	21	27	18	8	2	6	143
		平均乗車人員			1.7	1.4	1.8	1.1	1.6	1.8	2.3	1.3	1.0	1.0	1.6
		月平均稼働率	0.0%	0.0%	27.8%	40.6%	28.1%	19.4%	36.1%	53.6%	20.0%	18.8%	8.3%	16.7%	22.5%
R4 高木地域	城北・野里 ルート	計画運行回数	32	28	36	36	36	32	32	32	36	32	32	40	404
		実運行回数	12	15	23	17	18	28	29	24	22	11	19	25	243
		利用者数	16	18	35	18	20	34	34	36	26	14	29	37	317
		平均乗車人員	1.3	1.2	1.5	1.1	1.1	1.2	1.2	1.5	1.2	1.3	1.5	1.5	1.3
		月平均稼働率	37.5%	53.6%	63.9%	47.2%	50.0%	87.5%	90.6%	75.0%	61.1%	34.4%	59.4%	62.5%	60.1%
R5 高木地域	城北・野里 ルート	計画運行回数	32	28	36	32	32	36	32	32	36				296
		実運行回数	16	20	29	29	24	29	22	21	26				216
		利用者数	32	32	49	48	37	46	39	36	41				360
		平均乗車人員	2.0	1.6	1.7	1.7	1.5	1.6	1.8	1.7	1.6				1.7
		月平均稼働率	50.0%	71.4%	80.6%	90.6%	75.0%	80.6%	68.8%	65.6%	72.2%				73.0%

【利用促進の実施】

令和4年度に平均乗車人員が目標を達成していなかったため、令和5年3月に地元自治会に対し利用促進及び広報周知を依頼した。

(2) 今後の方針

利用者数が順調に増加し、令和5年度からは平均乗車人数も目標を達成しているが、持続可能性や利便性の向上を図り、運行事業者及び地域からの意見を反映した計画で運行を継続していきたい。



3 令和6年4月以降の運行計画について

現在の運行計画を見直し、持続可能性・利便性向上を図る。

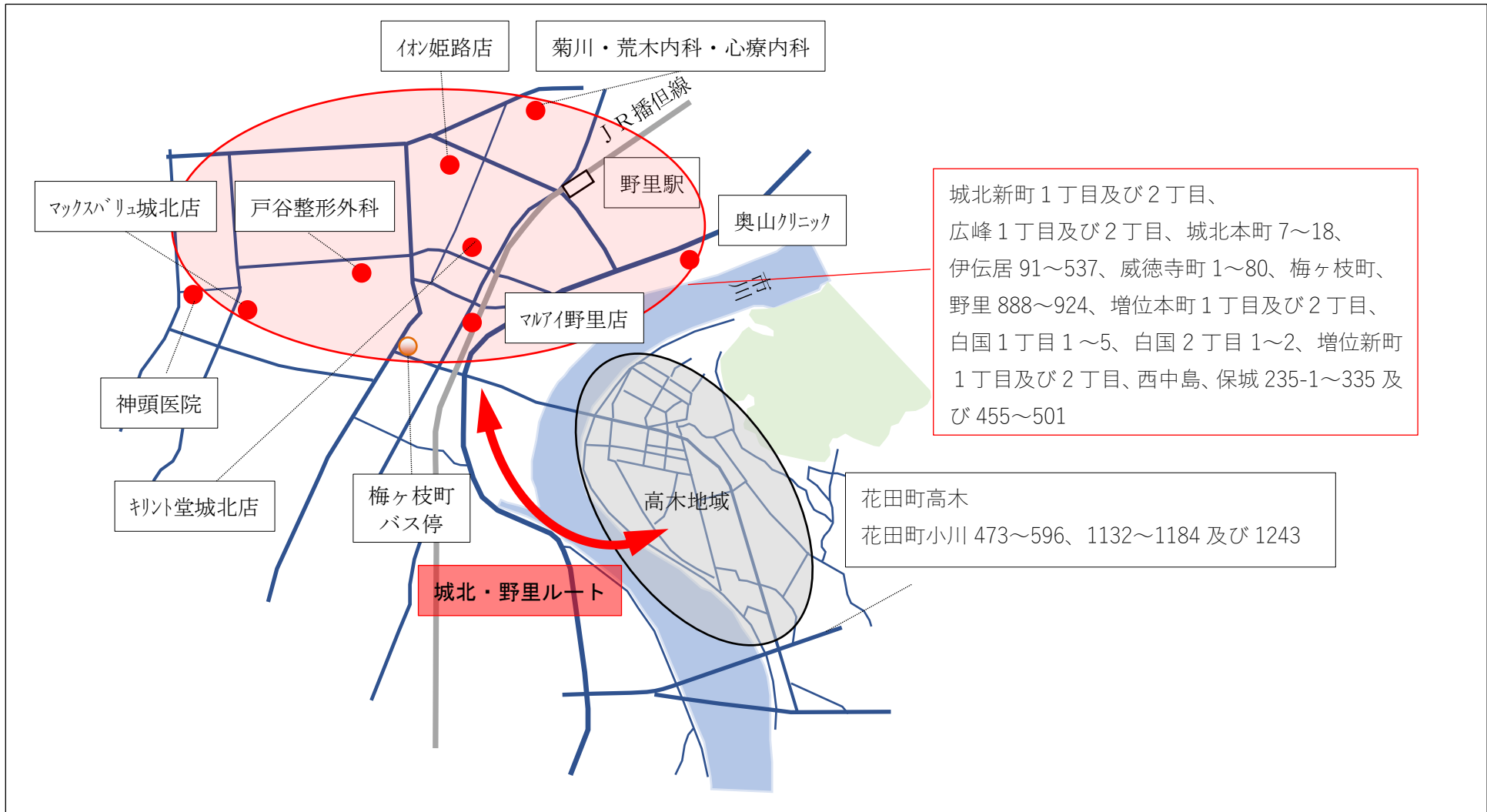
運行計画変更にあたっては、運行事業者及び地域からの意見を踏まえ、以下のとおりとしたい。

項目	城北・野里ルート
事業手法	道路運送法第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業
運行事業者	姫路タクシー株式会社
運行曜日	火曜・金曜
運行本数	4便/日
運行エリア (営業区域)	高木地域 (花田町高木、花田町小川 473～596、1132～1184 及び 1243) ～ 城北・野里方面 (城北新町1丁目及び2丁目、広峰1丁目及び2丁目、城北本町7～18、伊伝居91～537、威徳寺町1～80、梅ヶ枝町、野里888～924、増位本町1丁目及び2丁目、白国1丁目1～5、白国2丁目1～2、増位新町1丁目及び2丁目、西中島、保城235-1～335 及び 455～501)
使用台数及び車両	8台 一般乗用旅客自動車運送事業の事業用車両と併用 5人乗り事業用車両
乗降場所	自宅前～目的地
運行時間	10:00 発・11:00 発・12:00 発・13:00 発
予約方法	各運行時間の1時間前まで
料 金	1人の場合 400円 2人以上の場合 200円
料金の半額	・運転経歴証明書、高齢者バス優待乗車証、障害者手帳を提示
無料	・障害者手帳と障害者バス優待乗車証を提示

(現計画からの変更点)

- ①運行時間の変更 … 10時00分から1時間ごとに計4便運行する。
- ②運行曜日の変更 … 1週間に2回、火曜日と金曜日に運行する。
(水曜日→火曜日に)

(参考図) 運行エリア図 (営業区域図)



(参考) 運行計画の新旧対照表

	旧	新
運行ルート	城北・野里ルート	城北・野里ルート
事業手法	道路運送法第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業	道路運送法第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業
運行事業者	姫路タクシー株式会社	姫路タクシー株式会社
運行曜日	水曜・金曜	火曜・金曜
運行本数	4便/日	4便/日
運行エリア (営業区域)	高木地域 (花田町高木、花田町小川 473～596、1132～1184 及び 1243) ～ 城北・野里方面 (城北新町1丁目及び2丁目、広峰1丁目及び2丁目、城北本町7～18、伊伝居 91～537、威徳寺町1～80、梅ヶ枝町、野里 888～924、増位本町1丁目及び2丁目、白国1丁目1～5、白国2丁目1～2、増位新町1丁目及び2丁目、西中島、保城 235-1～335 及び 455～501)	高木地域 (花田町高木、花田町小川 473～596、1132～1184 及び 1243) ～ 城北・野里方面 (城北新町1丁目及び2丁目、広峰1丁目及び2丁目、城北本町7～18、伊伝居 91～537、威徳寺町1～80、梅ヶ枝町、野里 888～924、増位本町1丁目及び2丁目、白国1丁目1～5、白国2丁目1～2、増位新町1丁目及び2丁目、西中島、保城 235-1～335 及び 455～501)
使用台数 及び車両	8台 一般乗用旅客自動車運送事業の事業用車両と併用 5人乗り事業用車両	8台 一般乗用旅客自動車運送事業の事業用車両と併用 5人乗り事業用車両
乗降場所	自宅前～目的地	自宅前～目的地
運行時間	9:30 発・10:30 発・11:30 発・12:30 発	10:00 発・11:00 発・12:00 発・13:00 発
予約方法	各運行時間の1時間前まで	各運行時間の1時間前まで
料 金	1人の場合 400円 2人以上の場合 200円	1人の場合 400円 2人以上の場合 200円
料金の半額	運転経歴証明書、高齢者バス優待乗車証、障害者手帳を提示	運転経歴証明書、高齢者バス優待乗車証、障害者手帳を提示
無料	障害者手帳と障害者バス優待乗車証を提示	障害者手帳と障害者バス優待乗車証を提示